

『紀伊国造次第』再考

鈴木正信

はじめに

紀伊国名草郡（和歌山県和歌山市・海南市一带）を本拠とする紀直氏¹は、大和王権の地方官である紀伊国造に任命され、特に海上交通の分野で活躍した氏族である。律令制下においては、名草郡の大領を輩出する一方、引き続き紀伊国造に任じられ、天照大神の姿を象つたとされる鏡を祭る日前・国懸神宮（以下、日前宮とする）の神職を継承した。

紀直氏の実態を考える上で不可欠な史料が、『紀伊国造次第』²である。内題には「国造次第」とあるが、一般には「紀伊」を付してこのように呼ばれる。巻首書人には「今、

貞観十六年（以^三甲午歲）、依^二本書已損^一、改写書。国造正六位上 広世直」とあることから、系図の原本は貞観十六年（八七四）より前から存在しており、それが貞観十六年の段階で損傷していたため、当時の国造であった広世（三三代）が書写したことが知られる。ただし、現存するものは終始同筆であることから、広世が書写したものでない。広世の写本に書き継ぎが加えられ、さらに忠雄の代で改めて一括して書写された結果、現状を呈するに至つたと考えられる。以下、貞観十六年以前に存在したものを原本、広世が書写したものを改写本、忠雄が書写したものを現状本と呼称する。

この系図は、神武天皇の時代に初代の紀伊国造に任命されたと伝えられる天道根命から、十六世紀の忠雄（六七

代)に至る歴代の国造を任命順に列記している。国造職の継承を示すことに主眼が置かれているが、こうした史料も広い意味での系図に含めて理解されている。⁽³⁾ちなみに、各人物の尻付には統柄が記されており、それによって紀直氏の血縁関係を復原することができる。

筆者は以前、この系図について詳論したことがあるが、⁽⁴⁾先稿の発表後、寺西貞弘氏の『紀氏の研究』が刊行された。⁽⁵⁾紀伊国造の事績および関連史料について精緻に検討されており、同書がもつ意義はきわめて大きいが、私見とは異なる部分もある。筆者は同書の書評の機会を得たが、それらの部分については十分に論じることがかなわなかった。そこで本稿では、現状本の成立、広世の出自、紀伊国造と名草郡大領の兼帯、これら三点について改めて私見を述べることにしたい。なお、本稿の末尾に『紀伊国造次第』の翻刻(抜粋)を掲載した。⁽⁷⁾適宜参照されたい。

一 現状本の成立について

江戸時代に編纂された地誌である『紀伊続風土記』⁽⁸⁾には、「同(天正)十三年、豊太閤、当国に発向ありて、根

来寺を滅ぼし、続いて当社を破却し、神領悉く没収せらる。これに依りて、忠雄、神霊を奉じて高野寺領毛原といふ所に遁る。此時、旧記の類、多く散逸せり」とある。⁽⁹⁾天正十三年(一五八五)に行われた羽柴秀吉の紀州攻めによって、紀直氏が奉斎する日前宮が破壊され、神社の領地も没収されてしまった。そこで、当時の国造であった忠雄は、高野山寺領である毛原(和歌山県海草郡紀美野町毛原宮一带)に一時避難したが、この時に「旧記の類」が多く散逸してしまったという。

ここから寺西氏は、この時に紀直氏が書き継いできた『紀伊国造次第』も損傷したため、戦乱が終息して日前宮が復興を始める天正十五年(一五八七)から、忠雄が没するまでの天正十八年(一五九〇)までの間に、忠雄の手によって現状本が作成されたと論じられた。さらに、現状本には、①大山上忍穂(十九代)・小乙下牟婁(二十代)・務壹石牟(二一代)のように、冠位と名前を同じ大きさで記載する例があり、これらは冠位を名前の一部と誤解している。②孝弘(四二代)の「孝」には「ノリ」との訓注が施されているが、「孝」に「ノリ」という読みはない。また、この人物は手向山神社所蔵『紀氏系図』⁽¹⁰⁾では「教弘」と記

されており、現状本は「教」の「攵」を誤って脱落させている。③于遅比古（六代）の「于」は、一旦「子」と記したものを朱筆で「于」に訂正しているが、これは意味を理解せずに「子」と記して後から訂正したものである。以上の誤字・脱字を指摘した上で、忠雄による書写は「拙速」と評しうるほどに、かなり急いで行われた」と述べられた。

しかし、戦乱が集結した後の復興期に、あえて「拙速」に書写する必要はないと思われる。そこで筆者は、先稿で①～③について以下のように論じた。

①大山上・小乙下・務〔大・広〕壹は、孝徳～天武朝の冠位を指しているが、冠位と名前を同じ大きさで記載する例は、『鴨県主系図』などにも見られる書き方であり、これらを単純な誤解と断定することはできない。

②出雲国造の北島家では「孝」を「ノリ」と訓み、宗孝（四八代）から建孝氏（八十代）まで「孝」を通字としている。つまり「孝」に「ノリ」という訓は存在するのであり、紀伊国造の孝弘も実際に「ノリヒロ」と読まれていた可能性がある。

③この訂正がいつの段階で加えられたものか不明であ

る。忠雄が時間を置いて見直しを行った、あるいは底本の誤記を忠雄が朱筆で訂正したなど、複数の場合が想定される。よって、文字の訂正が見受けられることが、忠雄による書写が拙速に行われたことを示すとは限らない。

むしろ、現状本には「おとうと」「弟」「才」「とし」「年」「牟」「くに」「国」「國」「しま」「島」「嶋」「にじゅう」「卅」「廿」「さんじゅう」「卅」のように、一つの文字に対して二種類の字体を用いる例がある。これらには意味によって使い分けられているわけではなく、しかも入り組んで見られることから、書き継ぎの状況を示すものでもない。とするならば、改写本が作成された後、複数の人物によって書写や書き継ぎが行われたため、複数の字体が混在することとなり、それらを現状本はそのまま書写したと考えられる。かつて網野善彦は、「系図や文書を写すとき、その原本の書体をかかなりの程度、忠実に写すことがあると指摘したが、現状本もこうした方針で書写されたのであり、忠雄は字体を統一することを避けて、底本の字体を意図的に残したと理解される。

また、現状本には、記載内容に疑問を呈した注記が複数

見られる。それらには類似した文言が用いられ、良宣（五十代）の代を最後に見られなくなることから、十二世紀末頃に一括して施されたと考えられる。⁽¹⁶⁾一例を挙げれば、孝長（四三代）尻付には「興福寺僧孝暹者弟也」とあるのに対して、「但兄弟不審」との注記がある。孝長の弟が興福寺僧の孝暹であるとする『紀伊国造次第』の記述に対して、兄弟かどうかは不審であると述べている。こうした記述は、『紀伊国造次第』の記載内容の信憑性をおとしめかねないものであり、もし忠雄にこの系図を由緒あるものとして誇張する意図があったならば、かかる注記は削除するだろう。逆にそれを残しているということは、忠雄には底本に手を加える意図がなかったことを示していると言える。⁽¹⁷⁾

これらの諸点から、忠雄は「拙速」ではなく、あくまでも底本を忠実に書写したと考えられる。よって、現状本の冒頭から広世までの部分には、貞観十六年に作成された改写本の内容が良好な形で保存されていることになり、『紀伊国造次第』の史料性は書写の過程から見ても高く評価することができると言える。

以上が私見の概要であるが、先稿発表後、寺西氏から以

下の点をご指摘いただいた。同氏は、①「大宝令の位階は尻付に含まれるのに、大宝令以前の冠位は名前と同じ大きさで記されており、忠雄は令制以前の冠位の知見に乏しかったと思われる節がある。石牟に付された「務壹」についても、そのような知見があれば「大」ないしは「広」を書き漏らすことはなかったであろう」②「奈良手向山神社所蔵の紀氏系図に「教経・教弘」と明記されていることをどのように理解されるのだろうか」③「弟」の字体が混在していることは、「たしかにこの国造次第が順次書き足されていたことの証左であろうと思われる。しかし、弟の一字を正字・略字を底本に忠実に筆写したことこそ、忠雄が何ら批判を加えずにただ機械的に筆写したことを示しており、一般的にはこのような行為を拙速と評すべきものと考えられる」と、それぞれ述べられている。⁽¹⁸⁾

同氏は「現状本にはかなりの誤字や誤写が存在することに念頭に置いて、関連史料と校勘することによって、十分に史料として利用することができるであろう」と結論されており、この点は筆者も同感であるが、忠雄の書写に対する評価については、なお疑問が残る点がある。

①については、「務壹」の「大」もしくは「広」の文字

が、いつ脱落したのが問題となる。寺西氏は、忠雄が現
状本を作成する時に書き漏らしたと見ているようである
が、直祖⁽¹⁹⁾(二二代)の尻付にも「務壹石牟男」とあり、忠
雄が二カ所と同じように書き漏らすというのは不自然であ
る。「大」もしくは「広」の文字は、忠雄が書き漏らした
のではなく、改写本の書写や書き継ぎが繰り返される中で
脱落したのであり、少なくとも現状本の底本の段階ではす
でに「務壹石牟」が個人名として扱われていたと考えられ
る。⁽²⁰⁾直祖や林直解任(二四代)も、おそらく同様である
う。

②について、寺西氏は「管見に及ぶ範囲では「孝」とい
う漢字に「ノリ」という名乗りの訓は存在しない」と述べ
られている。しかしながら、『大漢和辞典』の「孝」の項
には、この漢字の「名乗」に「ノリ」の訓がたしかに挙げ
られている。著名人では、明治から昭和に活躍した国文学
者の永井一孝^(ひでのり)(一八六八〜一九五八)も、「孝」を「ノリ」
と読ませている。加えて、先稿で触れた出雲国造北島家の
通字の例からしても、「孝」に「ノリ」の訓は存在するの
であり、『紀伊国造次第』の「孝弘」という記載は誤りで
はない。この人物には「ノリヒロ」という名乗りが伝わっ

ており、「孝弘」・「教弘」どちらの漢字表記も用いられた
と考えられる。

また、同氏は、『紀伊国造次第』の「孝経」(四十代)の
「孝」に「タカ」の訓が付されているのに対し、『紀氏系
図』には「教経」とある点を新たに挙げられた。しかし、
たとえば室町時代の武将の朝倉孝景^(たかかげ)(一四二八〜八一)
は、教景とも名乗った時期があり、同じく千葉孝胤(一四
四三〜一五〇五)は「タカタネ」・「ノリタネ」両方の読み
が伝えられている。これらの例からすれば、紀伊国造の
「孝経」も「教経」と表記する場合があります。「タカツネ」・
「ノリツネ」両方の名乗りがあったと推測される。ちなみ
に、『紀伊国造次第』の「良守」(四六代)・「良宣」(五〇
代)も、『紀氏系図』では「淑守」・「淑宣」と記されてい
る。これらも同様に、「ヨシモリ」・「ヨシノブ」の名乗り
に対して、どちらの漢字も用いられたのだろう。

③については、寺西氏は字体の混在について、「たしか
にこの国造次第が順次書き足されていたことの証左である
う」と述べている。しかし、複数の字体が入り組んで見ら
れることから、筆者はこれらを書き継ぎの状況を示すもの
ではなく、忠雄が底本をそのまま書写したことの証左と考

えている。この点をまず確認しておきたい。

また、同氏は「忠雄による改写がかなり拙速に行われた」ことは、「現状本の史料的な価値をかなり減ぜしめる結果となった。しかし、それは逆に忠雄が改写する際に、改写本に何も付け加える余地すらなかったことを示している」とも述べている。底本の誤字・脱字を訂正せず、そのまま書写することは「拙速」であり、そうして書写された史料は価値が低いと考えておられるようである。反対に、誤字・脱字を訂正しながら書写された史料は価値が高いということになるのか。

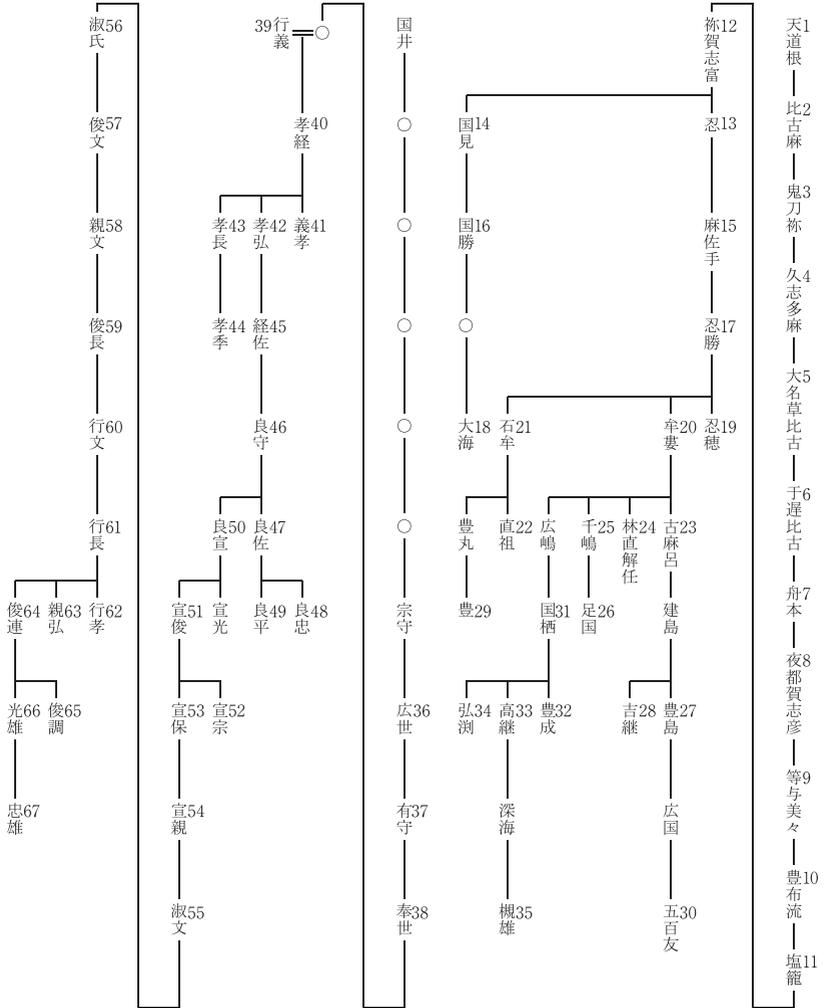
しかし、書写の際にあわせて誤字・脱字の訂正が行われたならば、そこには書写者の考証が入り込む余地が生じる。どの文字が誤りで、どの文字が正しいかは、書写者の判断によるからである。その結果として記されるのは、あくまでも書写者が正しいと判断した文字であり、そこから復元されるのは、書写者が理解・解釈した歴史である。それは書写者（後世の人物）の歴史認識を探る上では有効であるが、いまここで問題にしているのは、古代における紀伊国造の実態を復元するために、現状本から底本（原本・改写本）の情報をいかに抽出できるかということである。

その点において、忠雄の書写方針はまさに適切なものであったと筆者は評価したい。それを「拙速」というマイナスイメージの言葉（少なくともそのようなニュアンスが含まれる言葉）で表現してしまうことは、現状本の史料価値を見誤るおそれがあるのではないだろうか。忠雄が意図的に字体を統一せず、注記も削除せず、書写や書き継ぎを重ねる中で発生した誤字・脱字にも手を加えずに書写を行ったからこそ、現状本の冒頭から広世までの部分に、改写本の内容が最善の方法で保存されることになったと考えられるのである。

二 広世の出自について

巻首書入には「依_二本書已損_一」とあることから、『紀伊国造次第』の原本は貞観十六年以前に損傷し、しばらく損傷したままになっていたようである。では、なぜ広世は『紀伊国造次第』を書写したのだろうか。

広世の尻付には、「宗守男。宗守者、国井六世孫」とある。こうした続柄記載によって、『圖一』のように国造たちの血縁関係を知ることができるが、ただ一人だけ歴代の



【図1】『紀伊国造次第』略系図

国造との血縁関係が不明な人物がいる。それが、広世の尻付に見える国井である。先行研究では、この国井をいずれかの歴代国造の誤記・誤写であるとして、様々な比定を試みてきた。

本居内遠は、国栖(三二代)に比定したが、この説は広世からの世代数が合わないため否定されている。⁽²²⁾佐伯有清は、国見(十四代)に比定したが、国見の三世孫には大海(十八代)がいることから、その場合は「宗守者、大海三世孫」と表記されたはずであるとの批判が出されている。⁽²⁴⁾寺西氏は、「勝」の月偏を草書に崩して書く場合、「井」の第二画と第三画を組み合わせたような形になる」として国勝(十六代)に比定し、そこから宗守・広世に至る系統は、国勝の子(大海の父)の世代で分岐したと解釈した。しかし、その場合でも「勝」の旁の「券」をどう処理したのかという問題が残ってしまう。よって、いずれの説にも賛同できない。

むしろ筆者は、以下の諸点から国井をあえて歴代国造に比定する必要はないと考える。かつて藺田香融は、広世は「いわば傍系より入って国造職を継承した人物」であると述べたが、⁽²⁵⁾ここでは藺田説をもう一歩進めて論じてみた

い。

第一に、豊布流(十代)の尻付には「初賜大直」とある。この「大直」とは、「凡直」と同意であり、⁽²⁶⁾紀直氏の本宗であることを示す。この場合の本宗とは、紀直氏の中で紀伊国造を輩出してきた系統であり、言い換えれば、『紀伊国造次第』に名前が記されている広世以前の人々である。ここで想起されるのは、丹生祝氏が等与美々を別祖(本宗から分岐する際の起点になった傍系の祖)として、⁽²⁸⁾紀直氏の本宗から分かれ出たとする『丹生祝氏本系帳』の所伝である。等与美々の子の世代では、豊布流の系統が本宗に当たり、のちの丹生氏につながる小牟久君の系統は傍流に当たる。前掲の「大直」は、このことを明示するため記されたと考えられる。それに対して、巻首書人には「広世直」とある。もし広世が本宗の出身ならば、ここには「広世大直」と記すはずであるが、そのように記されていないことは、広世が本宗とは別系統の出身であったことを示していると言える。

第二に、延暦二十三年(八〇四)から嘉祥二年(八四九)までの間に、紀直氏の本宗は直から宿禰へ改姓したが、⁽²⁹⁾これに並行して本宗と血縁的に近いと思われる傍系も

動きを見せている。すなわち、承和二年（八三五）には紀直継成ら十三人が、貞観五年（八六三）には紀直貞吉が、相次いで宿禰姓を与えられている。⁽³⁰⁾この頃になると、古文書類にも紀宿禰を称する人物が見られるようになる。⁽³¹⁾一方、広世は貞観十六年に至っても紀直姓を称していたことが、巻首書人から知られる。広世の子・孫の有守（三八代）・奉世（三九代）は、天曆七年（九五三）には宿禰姓を名乗っていることから、⁽³²⁾広世の系統も宿禰を賜姓されたことは間違いないが、それは少なくとも貞観十六年以降であり、本宗やそれに近い傍系と比べてかなり遅れたことがうかがえる。

第三に、嘉祥二年（八四九）には、紀伊守の伴宿禰龍男が、紀伊国造の紀宿禰高継を襲撃して強制的に国造から解任し、代わりに紀宿禰福雄なる人物を紀伊国造の職に任命するという事件が発生している。⁽³³⁾『紀伊国造次第』に福雄の名前が記されていないことから、紀直氏の本宗はこの措置を認めていなかったようである。ただし、福雄が紀宿禰姓を称しているように、伴宿禰龍男も紀直（紀宿禰）氏とは何の関係もない人物ではなく、国造を継承する資格を持った人物を擁立したと推定される。

こうした状況から、当時は本宗以外にも国造を継承し得る系統が存在したことが明らかとなる。他氏族でも、播磨国の針間鴨国造は三から四の小集団から構成されていたとされ、⁽³⁴⁾丹波国造に任命されたとの伝承を持つ丹後国の海部直氏も二系統に分かれていたことが知られている。⁽³⁵⁾【図一】に示したように、紀伊国造の場合も、かなり入り組んだ形で国造を継承している。彼らは紀伊国造に任命されたことで、結果的に『紀伊国造次第』に名前が記されたのであり、その範囲の人々を後世の我々が便宜的に本宗と呼んでいるに過ぎないのである。つまり、紀伊国造を輩出した紀直氏という集団は、『紀伊国造次第』に記載された人々を包摂する形で広く存在しており、その中には国造を継承し得る複数の系統があったと考えられる。

第四に、『紀伊国造次第』における統柄の記載方法である。寺西氏は、「前代国造との血縁関係が明記されている」とし、さらに「前代国造と遠縁にあたる場合は、第十八代大海のように、「国勝孫」とし記している。（略）このことは、国造を継承するにあたって、もともと注目された事柄が、誰の子であるかということよりも、歴代の国造とどのような系譜関係にあるかという問題であったからである

う」と述べておられる。

しかし、国造がかなり幅広い傍系継承であったとするならば、そうした複数の系統の血縁関係が、末端に至るまでどれだけ正確に記憶・記録されていたかははなはだ疑問である。父が国造ではなかった大海・豊嶋（二七代）・豊（二九代）・五百友（三十代）・国栖（三二代）・槻雄（三五代）・広世のうち、大海を除く六名の尻付には、

豊嶋 建嶋男。建嶋者、古麻呂男也。

豊 豊丸男。豊丸者、直祖弟也。

五百友 広国男。広国者、豊島男。

国栖 広嶋男。広島者、千嶋弟也。

槻雄 深海男。深海者、高継男也。

とあり、いずれも「○○男。○○者△△男（也）」というように、まず父の名前を挙げている。国造を継承する際、もし歴代国造との血縁関係が重視されたのならば、豊嶋は「古麻呂孫」、豊は「石牟孫」、五百友は「豊嶋孫」、国栖は「牟婁孫」、槻雄は「国栖三世孫」と記せば十分であるが、とりたてて父の名を挙げていることからすれば、『紀伊国造次第』は親子関係を省略せずに記載する方針であり、不明になってしまっている場合のみ省略されたと推測され

る。大海の場合は、父の名前が不明となっていたが、国勝の名前は伝わっていたため「国勝孫」とだけ記されたのであり、もし大海の父の名前が伝わっていれば、当然「○○男。○○者国勝男（也）」と記されただろう。

以上のことから、広世は本宗（『紀伊国造次第』に記された人々）とは異なる系統から、国造を継承することになった人物と見るのが妥当である。国井と歴代国造の関係が明示されていないのは、貞観十六年の段階で宗守が国井の六世孫であることは伝わっていたが、その国井が本宗の人々とのような血縁関係にあるのかは、すでに不明となってしまうためと考えられる。

なお、国井から宗守までの間の人名を記載していない点は、「始祖及別祖」のみを記載し、「支流并継嗣歴名」（傍系の人名や、歴代の人名）を記載しないとする本系帳の書式にしたがった可能性がある。⁽³⁶⁾『紀伊国造次第』の原資料として、八世紀中頃から諸氏族の間で本格的に作成されるようになった本系帳が想定されることは、別稿で詳しく論じたところであるが、その場合には国井が広世の系統における別祖として位置づけていたことになる。そうした傍系に出自を持つ広世にとっては、損傷していた『紀伊国造次

第』を書写し、その末尾に自らの名前を書き込むことが、国造を継承したことの最も効果的な喧伝になったに違いない。広世が『紀伊国造次第』を書写した目的は、この点にあったと考えられる。

以上が先稿の概要であるが、これに対して寺西氏は、「父子関係を明らかにすることが一義であるとするならば、廣世の注記は「宗守男」で充分であったはずであり、意味不明な「国井」を記す必要はなかったはずである。廣世が傍流から本宗を継いだことはこれまでも大方の首肯するところであるが、それゆえに、「国井」と記された人物は、歴代国造でなくてはならなかったものと私は考える」と指摘された。⁽³⁸⁾

しかし、筆者は「父子関係を明らかにすることが一義である」とは述べていない。前述のとおり、親子関係を省略せずに記載する方針であり、不明な場合のみ省略されたと考えている。

また、国井と本宗の人々とは、血縁関係を示せないほど遠縁だった、あるいは実際に血縁関係がなかったということも完全には否定できないと思われる。『紀伊国造次第』には見えないが、他史料に紀伊国造として登場する人物に

は、荒河戸畔⁽³⁹⁾・智奈曾⁽⁴⁰⁾がいる。両者は紀直氏の本宗とは別系統であるが、紀直氏という集団の範疇には含まれ、かつて紀伊国造を輩出したことのある系統にとつての始祖と位置づけられる。⁽⁴¹⁾

そもそも後世の我々が紀直氏として把握している人々が、すべて血縁的につながっているかどうかも見直しが必要である。尾張国造に任命された尾張連氏の場合は、本宗が宿禰へ改姓した後も引き続き連姓を称している系統や、無姓・族姓の系統があること、小治田連氏や小塞宿禰氏など他の⁽⁴³⁾氏族を名乗る氏族が尾張宿禰へ改姓していることなどから、複数の小集団が連合して対外的に「尾張」をウジナとする集団を形成していたと言われている。⁽⁴⁴⁾ 火明命、乎止与命、天香語山命、武砺目命、瀛津世襲命、建稻種命、意富那毘、尾張大海媛、美夜受比売、阿曾連、凡連など、尾張連氏の祖とされる人物が多数確認できることも、⁽⁴⁵⁾ 上記の推定を裏付ける。これらがすべて血縁でつながっていたとは、到底考えられないだろう。

これと同様に、紀直氏という集団に含まれ、国造を継承する資格を有しているが、本宗と非常に遠縁の系統や、実際には血縁関係がない系統も存在し得るのであり、広世は

そうした系統の出身であった可能性が高い。こうした視点から古代氏族を捉え直すならば、本宗とはきわめて限られた範囲の人々ということになる。その本宗と国井とが血縁的につながるからといって「意味不明」としてしまうのは、いたって現代的な解釈ではないだろうか。後世の人々にとっては一見すると理解しがたい記述でも、古代の人々にとつては明確な意味を持つて記されている場合がある。そうした記述を切り捨てず丁寧⁽⁴⁶⁾に読み解く姿勢が、系図を扱う際には特に必要とされるのである。

三 紀伊国造と名草郡大領の兼帯について

改写本の範囲(冒頭から広世まで)は、基本的に上下二段書きで国造の名を列記している。その中で、忍穂(十九代)ただ一人だけが、例外的に一人で一行を使って記載されている。これは忍穂を顕彰するための処理と見られるが、忍穂は『紀伊国造次第』にしか登場しない人物であり、他史料で何か際立った活躍が語られているわけではない。とするならば、忍穂が顕彰された理由は、その尻付に「立^三名草郡^一兼^二大領^一」とあるように、名草郡を立てて大

領を兼ねたこと以外には考えがたい。⁽⁴⁷⁾

国造が郡領を兼帯することについては、出雲国造と意宇郡大領の例が知られる。⁽⁴⁸⁾国造ではないが、宗像神主も同様に宗像郡大領を兼帯する慣例があった。⁽⁴⁹⁾これらを踏まえて藪田香融は、紀伊国造も名草郡大領を兼帯したと推定した。⁽⁵⁰⁾また、高嶋弘志氏は『紀伊国造次第』に忍穂が名草郡大領を兼ねたとあることに加えて、『続日本紀』神亀元年(七二四)十月壬寅条に、名草郡大領の直祖が紀伊国造に任命されたとあること、『続日本紀』天平神護元年(七六五)十月辛未条には、称徳天皇の紀伊行幸で「国造・郡領」への褒賞が行われた際、名草郡大領の国栖だけが登場し、紀伊国造に言及がないことから、国栖が両職を兼帯していたと見られること、以上の三点を挙げて国造と大領の兼帯慣行が存在したと主張された。⁽⁵¹⁾

しかし、こうした見方に対しては、すでに的確な批判が出されている。郡司の任命に関しては、大領・少領の候補者の才用が同等である場合、国造を優先任命することが規定されているが、『令集解』選叙令13郡司条穴記には「先取^三国造^一。謂非^二兼任^一、而解^三退国造^一任^二郡領^一也」とあり、国造と郡領は兼任しないとの解釈が行われている。こ

こちら熊田亮介氏は、「出雲国造を除くと、ほかに国造が郡司を兼ねたという確実な事例はみあたらない」と述べ、一般に国造と郡司の兼帯は行われていなかったとされる。⁽⁵³⁾

また、篠川賢氏も以下の諸点から、紀伊国造と名草郡大領の兼帯慣行は存在しなかったと論じられている。⁽⁵⁴⁾

・『紀伊国造次第』の忍穂の尻付に「立^三名草郡^一兼^二大領^一」とあり、槻雄の尻付には「已上、不^レ兼^二大領^一」とあることから、牟婁から槻雄までは大領を兼帯していなかったと読むのが自然である。

・『統日本紀』神龜元年十月壬寅条には「名草郡大領外従八位上紀直摩祖、為^三国造^一」とあるのみで、直祖が国造と大領を兼帯したとは記されてはおらず、直祖は国造任命後に大領を退いたと考えられる。

・『統日本紀』天平神護元年十月辛未条には、「国造[・]郡領^(中略)等、賜^二爵并物^一有^レ差^一」とあることから、国柄が国造であったならば、大領よりも国造の肩書きが優先されるはずであるが、当該条には「名草郡大領正七位上紀直国柄」とあるのみで、国造としての肩書きに言及がない。このことは、国柄が国造ではなかったことを示している。また、『紀伊国

造次第』は国柄(三一代)を五百友(三十代)の次の国造としているが、その五百友は延暦九年(七九〇)に紀伊国造に任命されていることから、国柄が国造に就任したのは延暦九年以降であり、天平神護元年の時点では国造ではなかったことが明らかである。

・出雲国造に対しては、延暦十七年(七九八)に意字郡大領の兼帯禁止が命じられており、⁽⁵⁵⁾宗像神主に対しても、延暦十九年(七八〇)に宗像郡大領を兼帯することが禁じられているが、⁽⁵⁶⁾これらと同様の措置が紀伊国造に対してとられた形跡がない。

熊田・篠川両氏による批判は説得的であり、筆者も賛同したいが、ここで明確な論拠を付け加えておきたい。貞観三年(八六一)二月二十五日「紀伊国直川郷墾田売券」の末尾には、名草郡直川郷刀禰の紀朝臣乙魚ら計十二の保証判署名があり、続けて計九名の郡判署名が置かれている。その先頭に名草郡大領として署名している紀宿禰繩継は、『紀伊国造次第』には記載されていないことから、国造に任命された経歴を持たないことが分かる。一方、嘉祥二年国造襲撃事件では、高継が国造の職を強制的に解任されて

いるが、政府はこの措置を認めていないことから、高継は事件後に国造に復帰したと見られる⁵⁷⁾。また、貞観十六年時点での国造は広世であるが、広世は国造就任に当たり『紀伊国造次第』を書写したと思われることから、その任命時期は貞観十六年を大きく遡らないであろう。よって、貞観三年時点の名草郡大領は紀宿禰繩継であったのに対し、その時の紀伊国造は高継・弘瀨・槻雄のいずれかであり、紀伊国造が名草郡大領を兼帯していなかったことが判明するのである。

さらに、兼帯慣行の存在を主張する従来説では、槻雄の尻付に「已上、不_レ兼_二大領_一」とある「已上」は国栖の次の代の国造までを指すとして、奈良時代の途中から兼帯が行われなくなったと説明してきた。しかし、篠川氏の指摘のとおり、忍穂に「兼_二大領_一」、槻雄に「不_レ兼_二大領_一」というように対応する文言が記されているのであるから、「已上」は忍穂の次の牟婁にまでかかると見られる。つまり、牟婁から槻雄までは大領を兼帯しなかったと理解すべきである。

ここで留意しておかなければならないのは、槻雄の尻付が付された時期である。まず、槻雄が自分の代で「已上、

不_レ兼_二大領_一」と書くことはあり得ない。なぜなら、槻雄にしてみれば、自分の次の代の国造が大領を兼帯するかどうかは分からないからである。そもそも、槻雄までの歴代国造が大領を兼帯せず、槻雄自身も兼帯していないのであれば、そのことを取り立てて注記する必要もない。したがって、この尻付は広世が書き加えたものということになる。そして、その広世が書写の時点で、前代の槻雄までは大領を兼ねなかったと特記していることからすれば、広世自身は大領を兼帯したと考えられる。それは、以下の点からも推測される。

第一に、当時の郡司任用方法との関連である。広世が国造を継承した貞観年間頃の郡領は、譜第主義によって任用されていた⁵⁸⁾。前述のとおり、『紀伊国造次第』では忍穂を例外的に一人一行で記載し、尻付では名草郡を立てたことが強調されている。それに対して、広世が改写本を作成した時点では、有守以降は記載されておらず、末尾の一行には広世だけが記されていたはずである。このことは、忍穂と広世との何らかのつながりをうかがわせる。つまり、広世は自らを「立郡以来、譜第重大之家」⁵⁹⁾の出身として位置づけ、忍穂の先例にならって国造と大領を兼帯すること

を、『紀伊国造次第』において視覚的に表現したと推察される。

第二に、当時の紀伊国造と紀伊国司との関係である。広世が国造に就任した貞観年間の前後は、律令政治の徹底を目指す国司と、在地における伝統的な体制を維持しようとする国造との軋轢が顕在化してきた時期であった。⁽⁶⁰⁾その構図は嘉祥二年の紛争事件に端的に表れているが、その後も官戸と神戸の課丁同率化をめぐる争いが起きており、⁽⁶¹⁾紀伊国造にとって本拠地たる名草郡における影響力の維持が喫緊の課題であったことは、容易に想像できる。こうした情勢下において、それまで国造を輩出してきた紀直（紀宿禰）氏の本宗の後継者が不在となったならば、名草郡大領の職に就いていた広世（それまで紀伊国造を輩出してきた系統から見れば傍系に当たる）が、かつての忍穂の先例に倣って国造の職を兼帯した可能性は十分にある。おそらく、それ以前は同じ紀直（紀宿禰）氏の中でも、別々の系統がそれぞれ紀伊国造と名草郡大領を継承していたと思われるが、広世の代に至って紀直（紀宿禰）氏は、日前宮の宗教的権威としての紀伊国造と、当該地域に対する政治的権限をもつ名草郡大領を一人の人物に集約させることで、

伝統的な支配体制の維持と国司への対抗を試みたのである。広世が国造を継承したのは、こうした理由があったと考えられる。

以上が私見の概要であるが、先稿発表後、寺西氏はこの問題について専論を発表された。⁽⁶²⁾概要は以下のとおりである。

A 『紀伊国造次第』では五百友（三十代）・国栖（三

一代）の順に記載されているが、五百友は『続日本紀』延暦九年（七九〇）五月癸酉条に、国栖は『同』天平神護元年（七六五）十月庚辰条にそれぞれ見えており、『続日本紀』では国栖の方が先に登場することから、『紀伊国造次第』の代数は誤りであり、正しくは国栖が三十代、五百友が三一代であった。

B

紀伊国造の任命儀式を記した『儀式』所引「太政官曹司序任紀伊国造儀」⁽⁶³⁾には、弁官大夫の読み上げる宣命に「官姓名（乎）紀伊国造任賜（波久止）宣」とある。一方、『続日本紀』神龜元年十月壬寅条には「名草郡大領外従八位上紀直摩祖、為「国造」とあり、「名草郡大領」という官と紀直

摩祖という姓名が具備されており、『儀式』に収める紀伊国造任官次第の要件を満たしている」のに対し、『続日本紀』延暦九年五月癸酉条には「以外従八位上紀直五百友」、為「紀伊国造」とだけあり、「本来記すべき官職名の記載がない」。このことは、五百友の前の国栖までは国造と大領を兼帯していたが、五百友以降は兼帯しなくなったことを意味している。

C 「槻雄の項に付された「已上不兼大領」という注記は、槻雄の時点で「紀伊国造次第」の最末尾に位置して」いたはずであり、「槻雄以後の歴代国造の注記を見ても、「已上不兼大領」の注記を訂正もししくは否定する内容の記述がないことから、槻雄以後の歴代紀伊国造は、基本的に名草郡の大領を兼務しなかった」。なお、広世が両職を兼帯したとする私見に対しても、「完全に否定できるものではないが、まったくの憶測であろう」と述べられている。

D 国栖以降に両職の兼帯が行われなくなったのは、「律令制度が円滑に機能しなくなったならば、律

令官僚機構に位置づけられて、明らかに国司の風下となる郡司であることを忌避」するようになってきたためであり、具体的には「国司による国衙財政の不正に連座すること」と「新興在地土豪勢力の獵官運動による羨望的となること」を避ける目的があった。

しかし、Aについては、『続日本紀』天平神護元年十月辛未条において、国栖が紀伊国造と記されていない点を重視すべきである。佐伯有清も、五百友と豊成(三二代)との間に国栖が国造であった時期が存在しても不自然ではないこと、天平神護元年に名草郡大領であった国栖が、延暦年間に国造に任命されることは年齢的にあり得ること、【図1】によれば、五百友と国栖は同じ紀直氏の中でも別の系統に属しており、五百友より前は五百友の所属する系統から輩出された国造が多く、国栖以降の国造は国栖の系統に移ること、以上の点から五百友と国栖の代数に誤りはないと論じている。⁽⁶⁴⁾

ちなみに、出雲臣弟山は天平五年(七三三)に飯石郡少領とあり、⁽⁶⁵⁾天平十八年(七四六)に出雲国造に任命されていることから、⁽⁶⁶⁾国造に就任以前に郡司(少領)であった。

紀伊国造の場合も、直祖が国造任命以前に名草郡大領の任にあった。これらの事例からも、天平神護元年に名草郡大領であった国栖が、延暦年間になって紀伊国造に任命されたと見られるのであり、『紀伊国造次第』での五百友と国栖の代数をあえて誤りとする必要はないと考えられる。

B・Dについては、『続日本紀』神亀元年十月壬寅条で、直祖の国造任命のことが見えるのはあくまでも地の文であり、紀伊国造任命の宣命そのものが引用されているわけではない。また、かりにその宣命をもとに『続日本紀』の地の文が作られたとしても、それは篠川氏も指摘したように、直祖が国造に任命される前に名草郡大領であったことを示すに過ぎないのであり、『令集解』選叙令13郡司条穴記（前掲）を踏まえるならば、直祖は国造任命にともない大領を退いたと理解すべきである。

さらに、もし寺西氏の見解にしたがうならば、『続日本紀』天平元年（七二九）三月丁巳条には「以正八位上紀直豊嶋^一、為^二紀伊国造^三」とあり、豊嶋（二七代）も五百友と同様に「本来記すべき官職名の記載がない」ことから、豊嶋以前からすでに国造と大領の兼帯慣行は失われていなければならないはずである。同氏はDで、律令体制が

機能しなくなつたために、紀伊国造は大領兼帯を「忌避」するようになったと述べているが、律令体制がまだ機能していたであろう天平年間から、すでに紀伊国造が大領を兼帯することを「忌避」していたのであれば、上記の理解と齟齬を生じることになる。なお、「紀伊国直川郷墾田売券」には紀宿禰繩継が名草郡大領として署名しており、この人物は本宗ではないが、紀直（紀宿禰）氏の一族に含まれる人物である。このように本宗が兼帯せずとも、紀直（紀宿禰）氏は貞観年間に一族の中から名草郡大領を輩出していたのであり、このことから大領を「忌避」したとする見方は成立しがたい。

最後のCについては、先稿でも述べたとおり、槻雄が自分の代で「已上、不^レ兼^二大領^一」とは記せないこと、忍穂と槻雄の尻付が対応関係にあること、広世が作成した改写本では忍穂だけが一人一行を当てて記されており特に顕彰されていること、広世が先代の槻雄までは大領を兼ねなかつたとわざわざ明記していることなどからすれば、広世の代では両職を兼ねたと読むのが妥当である。つまり、紀伊国造と名草郡大領を兼帯したことが明記されている忍穂と、そのように推定できる広世を除き、他の国造は大領を

兼帯しなかったたのであり、したがって国造・大領の兼帯慣行は存在しなかったと考えられるのである。

結語

本稿では『紀伊国造次第』を取り上げ、現状本の成立、広世の出自、紀伊国造と名草郡大領の兼帯、これら三点について私見を述べた。論旨を整理するならば次のとおりである。

・ 忠雄による書写は「拙速」ではなく、むしろ意図的に字体を統一せず、注記も削除せず、書写や書き継ぎを重ねる中で発生した誤字・脱字にも手を加えず、あくまでも底本に忠実に行われた。これによって、現状本の冒頭から広世までの部分に、改写本の内容が良好な形で保存されることとなった。かかる書写の過程から見ても、『紀伊国造次第』の史料性は高く評価することができる。

・ 広世は、紀直氏の本宗（広世以前に『紀伊国造次第』に記された人々）とは異なる系統から、国造を継承した人物である。国井と歴代国造の関係が明示

されていないのは、貞観十六年の段階でその関係が不明となってしまったためである。さらに言うならば、国井と本宗とが血縁関係を示せないほど遠縁だった、あるいは実際に血縁関係がなかった可能性も想定される。

・ 広世は、忍穂の先例にない紀伊国造と名草郡大領を兼帯したが、その間の牟婁から槻雄までは両職を兼帯しなかった。広世以前は国造と大領を同じ紀直氏の中でも別々の系統が継承していたが、広世の代に至り両職を一人の人物に集約させることで、紀直氏は本拠地である名草郡における政治的・宗教的影響力の維持と、律令政治の徹底をもくろむ国司への対抗をはかろうとした。

冒頭でも述べたとおり、『紀伊国造次第』は紀直氏の実態を考える上で不可欠な史料である。この系図をもとに、筆者は以前、紀直氏の始祖系譜が于遲比古（第六代）↓大名草彦命（第五代）↓天道根命（初代）↓神皇産靈尊の順に遡って形成されていたことを論じたが、近年、丹生祝氏との関係から新たな研究が発表されており、注目される⁽⁶⁸⁾。この点についても、いずれ別稿で再論したいと考えて

いる。

なお、最後に改めて述べておくが、『紀氏の研究』は寺西氏による一連の論考をまとめたものであり、紀伊国造の足跡について、古代を中心に中世・近世までを視野に入れて整理した労作である。紀伊国造という一地方豪族をこれほど体系的に扱った専論は他になく、今後の研究は同書を基礎にして進められる必要がある。本稿はその第一歩である。拙見に対し丁寧にご答えてくださった寺西氏の学恩に、深く感謝申し上げる次第である。

【付記】本稿は、成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。

翻刻『国造次第』（抜粹）

コウサウノシタイ
国造次第

日前国懸兩太神宮天降坐之時、天道根
為從臣仕始、即嚴奉崇也。仍賜国造

任焉。

貞觀十六年^{以甲午歲}依本書已損、改
寫書。

国造正六位上広世直

第一

天道根

第二

比古麻 天道根男

第三

鬼刀祢 比古麻男

第四

久志多麻 鬼刀祢男
又名目菅

第五 在山城國風土記

大名草比古 久志多

第六

子遲比古 大名草比古男
子

第七

舟本 子遲比古男

第八

夜都賀志彦 舟本男

第九 在日本紀

等与美々 夜都男

志彦賀

第十

豊布流 等与美々男

初賜大直

第十一

塩籠 豊布流男

第十二

衿賀志富 塩籠男

第十三

忍 衿賀志富男

第十四

国見 忍弟

第十五

麻佐手 忍男

第十六

国勝 国見男

日本記第四、敏達天皇十二年秋七月、遣紀国造押勝於百濟之由載之。

第十七

忍勝 麻佐手男

第十八

大海 国勝孫

第十九

大山上忍穂 忍勝男、立名草郡兼大領

第二十

小乙下车斐 大山上忍穂弟

第二十一

務壹石牟 小乙下车斐弟

第二十二

直祖(孫) 務壹石牟男

第二十三

古麻呂 小乙下车斐男

第廿四

林直解任 古麻呂弟

第廿五

千嶋 林直解任弟

万葉六、豊嶋采女云々、同歟異歟可勘也。

第廿六

足国 千嶋男

第廿七

豊嶋 建嶋男、建嶋者古麻呂男也

第廿八

吉継 豊嶋弟

第廿九

勲十二等豊 豊丸男、豊丸者直祖弟也

広嶋者宝龟年中歟、但猶不定。

第卅

五百友 広国男、広国者豊島男

第卅一

国栖 広嶋男、広島者千嶋弟也

第卅二

勲九等豊成 国栖男

第卅三

高継 勲九等豊成弟外從五位下

第卅四

弘洵 高継弟

第卅五

槻雄 深海男、深海者高継男也、已上不兼大領

第卅六

広世 宗守男、宗守

者国井六世孫

第卅七

有守 広世男

外從五位下

第卅八

奉世 有守男、号

土前国造

第卅九

行義ヨシ 文煥男

散位從五位下

村上天皇御宇、康保年中、淑文美作守

文利リキ 淑光卿 為紀伊国司之時、行義

為国務下向、在国之間、娶国造奉

世之娘、奉世無男子、仍円融院御時、以

天元年中、讓補国造職於行義、是

当家曩祖也。

(略)

第六十五

俊調 俊連男、母飛鳥井之正二位大納言之女

任侍從

第六十六

光雄 俊調弟、母同

第六十七

忠雄 光雄男

注

- (1) 中央氏族の紀臣（紀朝臣）氏と区別するため、本稿では紀直（紀宿禰）氏と表記する。
- (2) 和歌山市立博物館寄託。
- (3) 拙稿「氏族系譜研究の現状と分析視角」（『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、二〇一二年、初出二〇一一年）。
- (4) 拙稿「『紀伊国造次第』の成立とその背景」（『日本古代氏族系譜の基礎的研究』前掲、初出二〇一一年）。以下、先稿とする。なお、拙著『古代氏族の系図を読み解く』（吉川弘文館、二〇二二年二月刊行予定）でも『紀伊国造次第』を改めて取り上げている。
- (5) 寺西貞弘『紀氏の研究』雄山閣（二〇一三年）。
- (6) 拙稿「書評と紹介 寺西貞弘『紀氏の研究』」（『日本歴史』七九一、二〇一四年）。
- (7) 紙幅の都合上、系図の全文については先稿を参照されたい。

(8) 天保十年（一八三九）成立。新井田好古編『紀伊続風土記』（臨川書店、一九九〇年）。

(9) 括弧内は筆者による。

(10) 東京大学史料編纂所所蔵（請求番号三〇七五―二四）。『続群書類従』第七輯上巻第一六八にも所収。

(11) ほかに、忍勝（十七代）の注記を「日本記第四〔廿〕、良守（第四六代）の尻付を「叙（叙）従五位下」、良忠（第四八代）の尻付を「号（紀也）三井寺国造」と訂正している。

(12) 寺西貞弘「紀伊国造次第について」（『紀氏の研究』雄山閣、二〇一三年、初出二〇〇三年）。

(13) 大山上は冠位十九階の第十一位か、冠位二十六階の第十三位、小乙下は冠位十九階の第十八位か、冠位二十六階の第二十四位に当たる。務大壹・務広壹は冠位四十八階の第二十五階・第二十六階に当たる（『日本書紀』大化五年（六四九）二月条、天智三年（六六四）二月丁亥条、天武十四年（六八五）正月丁卯条）。なお、『紀伊国造次第』は「務壹」は、「務大壹」の「大」もしくは「務広壹」の「広」を脱落させたものと思われる。

(14) 国立公文書館内閣文庫所蔵（請求番号一五七―〇三二）。「続群書類従」第七輯下巻第一八〇にも所収。

(15) 網野善彦「歴史を叙述する一つの形」（五味文彦編集協力『ものがたり日本列島に生きた人たち』六、岩波書店、

二〇〇〇年。

- (16) 拙稿「紀伊国造次第」の成立とその背景」(前掲)。
- (17) 同じく注記を意図的に遺存させたと思われる事例として、「大神朝臣本系牒略」がある。拙稿「大神朝臣本系牒略」の史料性格」(「天神氏の研究」雄山閣、二〇〇四年、初出二〇〇五年)参照。
- (18) 寺西貞弘「紀伊国造次第について」(前掲)追記。
- (19) 「紀伊国造次第」の直祖(二二代)は、「続日本紀」神龜元年十月壬寅条の「紀直摩祖」と同一人物と思われる。本来は「真祖」と記されていたものが、「直祖」と誤記されたのだろう。以下、「直祖」で統一する。
- (20) 「林直解任」について、藪田香融は古麻呂の注が竄入したものと推測した(藪田香融「岩橋千塚と紀国造」『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九一年、初出一九六七年)。それに対して筆者は、解任された国造は高継(三三代)が唯一であることから、「林直解任」の「解任」は高継の注記が書写の際に竄入したものと考える。「林直」は、『続日本後紀』嘉祥二年(八四九)閏十二月庚午条に、紀伊掾として見える林朝臣並人と関係する可能性がある(う)。
- (21) 本居内遠「紀伊国造職次第」(『本居宣長全集』十二、吉川弘文館、一九三八年)など。
- (22) 藪田香融「岩橋千塚と紀国造」(前掲)。
- (23) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證編四(吉川弘文館、一九八二年)。
- (24) 寺西貞弘「紀伊国造次第について」(前掲)。なお、かりに国井が国見と同一人物であった場合には、宗守・広世に至る系統は国見の子の世代で分岐した(国勝の兄弟の系統に属する)と理解すれば、寺西氏の批判は当たらず、佐伯説は成立する余地がある。ただし、筆者は後述のとおり、国井を歴代国造に比定する必要はないと考えている。
- (25) 藪田香融「岩橋千塚と紀国造」(前掲)。
- (26) 凡直については、拙稿「凡直氏と国造制」(加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』上、雄山閣、二〇一八年)参照。なお、実際に紀伊国造が「大直」を称したことは他史料では確認できないことから、この「大直」は正式なカバネではなく、紀直氏あるいは「紀伊国造次第」の中で用いられた一種の通称と考えられる。
- (27) 松原弘宣「大化前代の津支配と国造」(『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館、一九八五年)、加藤謙吉「讃岐の国造勢力と因支首」(『日本古代の豪族と渡来人』雄山閣、二〇一八年、初出二〇〇七年)。
- (28) 丹生家文書。和歌山県立文書館寄託。
- (29) 「続日本紀」延暦二十三年条、「続日本後紀」嘉祥二年閏十二月庚午条。

(30) 『統日本後紀』 承和二年三月癸丑条、『日本三代実録』 貞観五年九月十三日条。

(31) 貞観三年二月二十五日「紀伊国直川郷壘田売券」(『平安遺文』一三〇)。波々伯部守「紀伊国直川郷壘田売券をめぐって」(『和歌山市史研究』一一、一九八三年)、榮原永遠男「紀伊国直川号壘田売券」について(『紀伊古代史研究』前掲、初出一九八七年) 参照。

(32) 『類聚符宣抄』 天曆七年十二月二十八日太政官符。

(33) 『統日本後紀』 嘉祥二年(八四九) 閏十二月庚午条。

(34) 今津勝紀「既多寺大智度論と針間国造」(榮原永遠男ほか編『律令国家史論集』 塙書房、二〇一〇年) など。

(35) 拙稿「『海部氏系図』の歴史的背景」(『日本古代の氏族と系譜伝承』 吉川弘文館、二〇一七年、初出二〇一六年)。
(36) 『日本後紀』 延暦十八年(七九九) 十二月戊戌条。あるいは単純に、すべての人名を記載して系図が煩雑になることを避けた可能性もあろう。

(37) 拙稿「『紀伊国造次第』の成立とその背景」(前掲)。

(38) 拙稿「『紀伊国造次第』の成立とその背景」(前掲)。

(39) 『日本書紀』 崇神元年二月丙寅条、『古事記』 崇神段。

(40) 『天孫本紀』。

(41) 拙稿「紀伊国造の成立と展開」(『日本古代氏族系譜の基礎的研究』前掲、初出二〇一一年)。

(42) 大宝二年(七〇二)「御野国加毛郡半布里戸籍」(『大日

本古文書』一一五六)、神龜三年(七二六)「山城国愛宕郡雲上里計帳」(『大日本古文書』一一三三三)、天平六年(七三四)「尾張国正税帳」(『大日本古文書』一一六〇七)、天平勝宝五年(七五三) 六月十五日「貢進仕丁歴名帳」(『大日本古文書』二五一九一)、応和三年(九六三) 八月二十一日「尾張国司解」(『類聚符宣抄』七 諸国郡司事) など。

(43) 『統日本紀』 神護景雲二年(七六八) 十二月甲子条、延暦元年(七八二) 十二月庚戌条。

(44) 加藤謙吉「尾張氏・尾張国造と尾張地域の豪族」(『日本古代の豪族と渡来人』 雄山閣、二〇一八年、初出二〇一三年)。

(45) 『日本書紀』 神代下第九段本文・一書第六・孝安即位前紀、『古事記』 孝元段・崇神段・景行段・応神段・継体段、『先代旧事本紀』 卷十「国造本紀」 尾張国造条、『新撰姓氏録』 右京神別 尾張連条・左京神別 尾張宿禰条など。

(46) 同様のことは、丹後国の海部直氏の世系を記した『海部氏系図』についても言える。拙稿「『海部氏系図』の歴史的背景」(前掲) 参照。

(47) 同時代の名称としては、名草評を立てて評造・評督などを兼ねたということになる。

(48) 『類聚三代格』 延暦十七年三月二十九日太政官符、『類聚国史』 卷十九 国造 延暦十七年十月丁亥条。

- (49) 『類聚三代格』延暦十九年十二月四日太政官符。
- (50) 蘭田香融「岩橋千塚と紀国造」(前掲)。
- (51) 高嶋弘志「神郡の成立とその歴史的意義」(佐伯有清編『日本古代政治史論考』吉川弘文館、一九八三年)。
- (52) 選叙令13郡司条。
- (53) 熊田亮介「令制下の国造について」(『日本歴史』四二二、一九八三年)。
- (54) 篠川賢「律令制下の紀伊国造」(『古代国造制と地域社会の研究』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇〇年)。このほかに紀伊国造が名草郡大領を兼帯しなかったとする研究として、磯貝正義「郡司及び采女制度の研究」(吉川弘文館、一九七八年)、須原祥二「孝徳建評の再検討」(『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇七年)、磐下徹「郡司譜第考」(『ヒストリア』二二七、二〇一一年)などがある。
- (55) 『類聚三代格』延暦十七年三月二十九日太政官符、『類聚国史』卷十九 国造 延暦十七年十月丁亥条。
- (56) 『類聚三代格』延暦十九年十二月四日太政官符。
- (57) 『続日本後紀』嘉祥二年閏十二月庚午条には、伴宿禰龍男に対する処分は見えないが、翌年正月には紀伊守として文室朝臣真室が新任されており(『同』嘉祥三年(八五〇)正月甲午条)、三月に龍男は「放免」されたところから(『同』嘉祥三年三月丙申条)、おそらく龍男は事件後に解任されて罪に問われたものと思われる。それにもない、龍男が国造に擬補した紀宿禰福雄も、正式な国造とは認められなかったと考えられる。
- (58) 今泉隆雄「八世紀郡領の任用と出自」(『古代国家の地方支配と東北』吉川弘文館、二〇一七年、初出一九七二年)、森公章「律令国家における郡司任用方法とその変遷」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九六六年)など。
- (59) 『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)二月壬戌条。
- (60) 波々伯部守「律令政治の破綻」(『和歌山市史』一、一九九一年)。
- (61) 『類聚三代格』寛平六年(八九四)六月一日太政官符。
- (62) 寺西貞弘「紀伊国造と名草郡郡大領職」(『紀氏の研究』前掲、新稿)。なお、同「紀氏」(佐藤信編『古代史講義』氏族編、筑摩書房、二〇二一年)でもほぼ同じ内容が述べられている。
- (63) 今泉定介・増訂故実叢書編輯部編『増訂故実叢書』四(吉川弘文館、一九二八年)所収。
- (64) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證編四(前掲)。
- (65) 『出雲国風土記』意宇郡条。
- (66) 『続日本紀』天平十八年三月己未条。
- (67) 拙稿「紀伊国造の成立と展開」(前掲)。
- (68) 大柴清圓氏は、『丹生祝氏本系帳』の神皇産靈尊・天道

根命・于遲比古に関する記述、および『高野雜筆集』上
（『弘法大師全集』三）の大名草彦命に関する記述から、
紀伊国造の始祖が架上された時期について論じられてい
る。大柴清圓「大名草彦命高野明神説」（『高野山大学密
教文化研究所紀要』三〇、二〇一七年）参照。